

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 4 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 泉 智宣

署名委員 中山 芳一

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年4月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長	政 新一郎	事務局次長	勇 和彦
住用分室長	久保田 義男	笠利分室長	竹田 勇人

6. 報告事項

5月定例会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外・編入)
議案第23号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定につて
議案第24号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
議案第25号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和3年第4回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番 泉 委員と11番 中山 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第19号から25号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第3

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(政局長) 2 ページをお開き下さい。 議案第 19 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 No. 20 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 125 m² で売買による所有権移転の申請となります。取得後は 野菜とサトウキビ を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。 17 ページをお開きください。 No. 21 は、譲渡人が所有する 3 筆の土地 2,378 m² で贈与による所有権移転の申請となります。取得後は 野菜と果樹 を栽培する予定であり、新規農家となります。また、営農計画書も添付されております。 いずれも下限面積を満たし、農地法第 3 条第 2 の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
15 番	(土浜委員) 農地法第 3 条の規定による No. 20 について報告いたします。 受人について、4 月 18 日午後 2 時頃 受人に会い話を聞くことができました。主人が亡くなった後に調べたら、自分の土地だと思っていた所に他人名義の土地が含まれていて、名義人は亡くなっていないという事で、家庭裁判所を通して購入することにしたとのことでした。 土地について、4 月 18 日午後 2 時 30 分頃 現地を確認しに行きました。 申請地は土浜集落と平集落の中間付近にあり、現在は一部を道路として使用されていました。奥の方にマンゴーが栽培されていました。周辺農地は、野菜やサトウキビが栽培されております。 農地法第 3 条の調査については、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

7 番	(前山委員) 農地法第3条の規定によるNo.20について報告いたします。 渡人の調査について報告します。 渡人はすでに亡くなっているので、4月23日に不在者財産管理人に確認したところ、今回の売買について問題はないということでした。委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。
6 番	(西委員) 農地法第3条の規定によるNo.21について報告いたします。 4月20日に受人にお会いして話を伺いました。渡人については、親子関係で贈与による所有権移転であることをお聞きしました。渡人については、骨折していてお会いすることはできませんでしたが、受人からのお話を聞くことができました。営農計画書なども提出し耕作もしていますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。
1 番	(岸田委員) 農地法第3条の規定による、No.21の土地について調査報告を致します。 4月21日、17時に渡人が骨折で動けないため受人である娘さんと畑で現地確認を致しました。 受人がジャガイモなどの野菜類を耕作していました。一部の土地は、ススキが生い茂っていますが耕作は可能だと思われます。 受人は登記後、耕運機の購入も検討しており荒らす事なく耕作するという事ですので問題ないと思います。 農地法第3条の調査書「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。」 ご審議の程、よろしくお願いいたしますとの事でした。
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

事務局 議長 7 番	本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」 挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。 日程第 4 議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (政局長) 議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について NO. 4 になります。申請人の所有する土地 279 m² を駐車場として使用するための申請でございます。 申請地は名瀬総合支所から東へ 4 km に位置し、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理事業の施行に係る区画内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。 (吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。 (前山委員) 農地法第 4 条の規定による NO. 4 について調査報告をします。 4 月 19 日 14 時に申請人宅を訪問し、直接話を聞くことができました。 今回の申請地は、現在は更地で隣接地は宅地になっております。 今後は自身が開設している医院の駐車場として活用したいとの事です。 申請地の周囲は、土地区画整理事業で整備された土地で問題ないと思われます。以上です。
---	---

4月19日土地を確認いたしました。この土地は事業計画書にもありますように駐車場と使用することに問題はないと思います。委員の皆様のご審議よろしく願います。

(吉会長)

(「なし」の声あり)

お諮りいたします。

(「全員」 挙手あり)

よって議案第20号農地法第4条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

(政局長)

38ページをお開きください。

申請地は名瀬総合支所から東に約 4 k m に位置し都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

	57ページをお開きください。 NO. 10につきましては、渡し人の所有する土地 2,495㎡ を受人が建築条件付売買予定地として、売買による所有権移転でございます。 申請地は笠利総合支所から北東に約4.5kmに位置し、須野集落の海岸線沿いにある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。 80ページをお開きください。 NO. 11につきましては、渡し人の所有する土地 459㎡ を受人が一般住宅を建設したいということで、贈与による所有権移転でございます。 申請地は笠利総合支所から南に約2kmに位置し、手花部集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
事務局	(政局長) NO. 9の受人が南九州市にお住まいですので4月16日13時5分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。申請地の所在、転用の目的及び利用目的を確認したところ間違いありませんとのことでございました。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
7 番	(前山委員) 農地法第5条の規定による許可申請の NO. 9の譲渡人について報告します。 4月19日16時30分に譲渡人に直接お会いして話を伺いました。 申請内容のとおり土地や対価などについて間違いありませんとの事でした。 続いて、土地について報告します。 4月19日17時過ぎに土地の確認いたしました。この土地は宅地に囲まれており事業計画書にもあるように病院建設を建設することに問題はないと思います。 委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

事務局	(竹田分室長) 第5条の規定による許可申請No.10の譲受人に4月22日(木)15時30分に現地にて申請内容の確認を行いました。 申請の箇所については建築条件付きとの事でそれぞれの販売計画、建築計画について確認しました。 64ページをご覧ください。906-1(A)については今回の計画にありますように建物を建築するようです。また906-1(B)についても906-1(A)と同一の方が購入し建築予定であるとの事です。906-2について現在計画はないのですが、その場合でもアイランドホームにて建築し貸別荘として運用を考えているとの事です。 申請内容につきましても転用の目的や地番、面積、土地の所得金額等に間違いがないとの事で確認が取れました。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。
6 番	(西委員) 第5条の規定による許可申請No.10の渡人について報告します。 4月20日に渡人にお会いして、申請内容について確認したところ記載事項に間違いがないということでありました。 委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。
16 番	(野崎委員) 農地法第5条 許可申請のNo.10の土地について説明をいたします。 笠利町須野崎城906番の2は、昨年までサトウキビを植えておりました。現在は、何も植栽はされておられません。 委員の皆さんのご審議お願いいたします。
8 番	(前田委員) No.11の譲受人、譲渡人、土地について調査しましたので報告いたします。 4月18日(日)午前8時半に譲受人と譲渡人に現地の申請地、奄美市笠利町大字手花部字小勝又2781番地に集まってもらい調査しました。 受人と渡人は親子で贈与により受人が住宅建築したい旨であります。申請書の通りまちがないのでよろしくお願いします。との事です。 土地につきましては、渡人が仮ワク工事の資格者で子・孫のためと周囲の擁壁だけは自分で作っております。他は更地のままです。 委員のみなさまのご審議よろしく申し上げます。

議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第21号農地法第5条の規定による許可申請NO. 9からNo. 11については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。 日程第6 議案第22号奄美農業振興整備計画変更申請に伴う意見について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(政局長) (事務局の朗読及び説明) 91ページをお開き下さい。 No.3につきましては、土地の所在は、奄美市名瀬大字小宿字亀佐の1筆で、地目は畑 942㎡でございます。 除外理由につきましては、土地利用者が事務所兼倉庫及び居宅として利用したいとの農振地域除外申請でございます。 113ページをお開きください。 No.4につきましては、土地の所在は、奄美市名瀬伊津部勝字根山の1筆で、地目は畑で 5,150㎡ の編入申請理由としては、果樹経営支援対策事業を活用してタンカンの新植を行うための編入申請でございます。 ご審議の程よろしくをお願いします。

	詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願いしたいと思います。
議長	(吉会長) それでは担当調査員の報告をお願いします。
6 番	(西委員) 議案 2 2 号農振除外意見書 No. 3 について 申請人、土地利用者と 4 月 2 0 日午後から申請地の土地にて、土地利用者に話を伺いました。申請書類のとおりであるという事の確認をとりました。 また、申請地周辺は宅地化しており申請通り農振除外はやむを得ないと考えます。委員の皆様のご審議方よろしくをお願いします。
1 4 番	(濱手委員) 1 4 番の浜手です。農業振興地域整備計画変更申出編入 No. 4 についての土地の調査報告を行います。 4 月 1 9 日午後 4 時に浦上郵便局前で申出人と待ち合わせ、現場に向かいました。 申請地の 5, 1 5 0 m²のうち 3, 0 0 0 m²ほどが現状では畑として利用できると思いました。残りはこれから整地をし、畑として利用できると思います。 現在、タンカン苗を 1 8 0 本注文しており今年はそれを値付けるという事でした。 委員の皆様の審議方よろしくをお願いします。
議長	(吉会長) それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手)

	全員賛成であります。 よって、議案第２２号奄美農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）については、「適当とする」として回答することに決定いたしました。 日程第７ 議案第２３号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	（政局長） （事務局の朗読及び説明）
議長	（吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第２３号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 日程第８ 議案第２４号農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	（政局長） （事務局の朗読及び説明） 内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を

	満たしていることを報告いたします。
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第２４号農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 日程第９ 議案第２５号農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(政局長) (事務局の朗読及び説明)
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

正会に返します。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 3 年 4 月 26 日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 泉 智宜

署名委員 中山 芳一

作成者 政 新一郎